

第三十一次 参議院文教委員会會議録第五号

昭和三十四年二月五日(木曜日)午前十一時四十三分開会

委員の異動

十二月二十二日委員竹下豊次君辞任につき、その補欠として加賀山之雄君を議長において指名した。

十二月二十三日委員山本利寿君、坂本昭君及び常岡一郎君辞任につき、その補欠として後藤義隆君、藤原道子君及び中山福蔵君を議長において指名した。

十二月二十四日委員中山福蔵君辞任につき、その補欠として常岡一郎君を議長において指名した。

十二月二十六日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として坂本昭君を議長において指名した。

一月二十六日委員常岡一郎君辞任につき、その補欠として竹下豊次君を議長において指名した。

一月二十七日議長において相馬助治君を委員に指名した。

一月三十一日委員吉江勝保君辞任につき、その補欠として伊能繁次郎君を議長において指名した。

二月二日委員伊能繁次郎君辞任につき、その補欠として吉江勝保君を議長において指名した。

二月三日委員近藤鶴代君及び坂本昭君辞任につき、その補欠として吉米地義三君及び藤原道子君を議長において指名した。

委員長の異動

一月二十六日委員長竹中勝男君は逝去された。

一月二十八日議院において相馬助治君を委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員 相馬 助治君

理事 後藤 義隆君
中野 文門君
松永 忠二君
竹下 豊次君

委員 近藤 鶴代君
下條 康麿君
林屋亀次郎君
吉江 勝保君
松澤 靖介君
加賀山之雄君

政府委員 文部大臣官房 齋藤 正君
総務参事官 齋藤 正君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 会専門員

○委員長(相馬助治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

私このたび委員長に選任されました相馬ですが、私は前に文教委員会に長く関係をおもちしておりましたが、その後、久しく当常任委員の席を離れておりましたので、その後不勉強でございますので、なかなかこの大任を果すことに

困難を感ずると思っておりますが、精一ぱい一つ努力をして勉強して参りたいと思っておりますから、よろしく一つお引き回しのほどをお願いいたします。

議事に入る前に報告いたしますが、去る一月二十六日逝去されました前委員長の竹中勝男君の葬儀に際しまして、慣例によつて、当委員会より花輪料を贈つてございます。御承知願いたしと存じます。

○委員長(相馬助治君) 次に、理事の補欠互選を行いたいと思つております。

現在、当委員会には理事が二名欠員になつております。互選は慣例によつて、従前、委員長の指名になつておりますが、いかが取り計らいますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 御異議ないようでございますから、委員長より指名をさせていただきます。

理事に後藤義隆君、竹下豊次君、御兩名を指名いたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記をつけさせていただきます。

それでは、本日は、これで散会いたします。

午前十時五十九分散会

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一号及び第二号に掲げるもの」を「第一号から第三号までの掲げるもの(付添人の付添に要する交通費を除く。)」に改める。

附則 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「熊本大学」を「熊本大学」に改める。

附則 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

一月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、就学困難な児童及び生徒のため

第三条の三第二項の表中

電気通信大学短期大学部	東京都	電気通信大学
新潟大学商業短期大学部	新潟県	新潟大学
富山大学経営短期大学部	富山県	富山大学
岐阜大学工業短期大学部	岐阜県	岐阜大学

改める。

第八条の見出しを「(名称及び位置)」に改め、同条中「名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校」を「名称及び位置」に改め、同条の表中学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立高等学校に包括されるものを欄を削る。

附則 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

の教科用図書に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に關する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

題名中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

第一条中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

第二条の各号列記以外の部分中「学齢児童」の下に「(以下「児童」といふ。)」を、「学齢生徒」の下に「(以下「生徒」といふ。)」を、「保護者」の下に「(以下「保護者」といふ。)」を、「教科用図書」の下に「(以下「教科用図書」といふ。)」を加え、「又はその購入費」を「若しくはその購入費又は小学校の第六学年の児童若しくは中学校の第三学年の生徒に係る修学旅行費」に改め、同条第一号中「その学齢児童又は学齢生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者である者を除く」を「教科用図書又はその購入費の給与については、同法第十三

算に關する請願(第一九〇号) 一、児童生徒災害補償の法制化等に關する請願(第一九一号) (第四三三七号) 一、建国記念日制定に關する請願(第二四二二号) (第二五四号) (第三九二二号) (第四一九号) (第四六六号) (第四六七号) (第四九二二号) 一、女子教育職員の前産後後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部改正に關する請願(第二四四号) (第二四四二号) (第二八九九号) (第四八七号) 一、スポーツ振興方策樹立促進に關する請願(第四五三三号) 一、奄美群島内に東京大学伝染病研究所支所設置の請願(第四八八号) 一、教育財政確立等に關する請願(第五一〇号)

一月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(第二三五号) (第一四九号) (第一七一号) (第二九〇号) (第二九二九号) (第三三七七号) (第三六八号) (第三六九号) (第四四六号) (第四八六号) (第五〇一号) (第五三三三号) (第五三三三号) (第五五六号)

一、福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願(第一七六号) (第一七七号) (第一七九号) (第二四三三号) (第二八七号) (第二八八号)

一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に關する請願(第一八九号) (第二〇七号) (第二六四号) (第二七三三号) (第二九二二号) (第二九三三号) (第二九四四号) (第三三三三号) (第三三九九号) (第四三三八号) (第四三九九号) (第四四〇号) (第四四五号) (第四六五号) (第五二〇号) (第五二二八号)

一、昭和三十四年度公立文庫施設設

算に關する請願(第一九〇号) 一、児童生徒災害補償の法制化等に關する請願(第一九一号) (第四三三七号) 一、建国記念日制定に關する請願(第二四二二号) (第二五四号) (第三九二二号) (第四一九号) (第四六六号) (第四六七号) (第四九二二号) 一、女子教育職員の前産後後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部改正に關する請願(第二四四号) (第二四四二号) (第二八九九号) (第四八七号) 一、スポーツ振興方策樹立促進に關する請願(第四五三三号) 一、奄美群島内に東京大学伝染病研究所支所設置の請願(第四八八号) 一、教育財政確立等に關する請願(第五一〇号)

一、三三五号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県安八郡墨俣町墨俣 広瀬栄外百十一名

一、三三六号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県安八郡墨俣町墨俣 廣瀬栄外百十一名

一、三三七号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県安八郡墨俣町墨俣 廣瀬栄外百十一名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

一、三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(二通) 請願者 岐阜県不破郡垂井町新井 若山太吉外百三十四名

第四四六号 昭和三十三年十二月二十六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市新浜田町九 高良久恵外千七百七十四名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第四八六号 昭和三十四年一月十四日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(第二十二通)

請願者 岐阜市本郷町三丁目 森千代子外千九十六名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五〇一号 昭和三十四年一月十九日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(第二十一通)

請願者 岐阜市高野町一 高橋徳多外千二十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五三三三号 昭和三十四年一月二十一日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(十通)

請願者 岐阜県羽島市正木町 炭籠兼雄外五百二十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五三四号 昭和三十四年一月二十一日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(二十七通)

請願者 岐阜県瑞浪市稲津町 中山露子外千三百八十五名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五五六号 昭和三十四年一月二十四日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(十四通)

請願者 岐阜県武儀郡武儀村富之保栗野 中島富子外六百二十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一七六号 昭和三十三年十二月十七日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町長 阿部暢太郎外一名

紹介議員 野田 俊作君

従来の福岡第一師範学校、福岡第二師範学校および福岡青年師範学校を合併して創設された福岡学芸大学は、本部ならびに上級コースを福岡市塩原の元県立筑紫ヶ丘高校に置き、福岡、小倉、田川、久留米の四分枝に下級コースが設置されているが、分校数が多い

ために教育効果が上がらないことが反省され、また従来県教育界のがんとされた派閥解消を念願として、大学当局は全学統合の実現に向つて努力しつつあるとき、小倉分校に上級課程を設置する運動が県北の一部で起つてゐることは、本県教育上衷心にたえないものがあるから、(一)教官組織上極めて不利である、(二)財政上極めて不経済である、(三)学生の完全学習を阻害する、(四)県下教員を各所に分散して養成することは望ましくない、(五)本県に上級二箇所設置の必要を認めない、等の理由で福岡学芸大学に上級課程を二箇所設置することに絶対反対であるとの請願。

第一七七号 昭和三十三年十二月十七日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町北 古賀二三三 井上定之

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一七九号 昭和三十三年十二月十七日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県糸島郡前原町大字板持五番地ノ一 豊島礼蔵

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四三三号 昭和三十三年十二月十九日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県糸島郡前原町大字板持五番地ノ一 豊島礼蔵

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県嘉穂郡越波町秋松二六九福岡学芸大学 充実促進期成会内 江口義門

紹介議員 西田 隆男君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字陵蔵寺六八三 石松繁外九十一名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八八号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字田熊七九〇 花田新太郎

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一八九号 昭和三十三年十二月十七日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者 福岡市中町六一福岡県高等学校教職員組合内 渡辺宏

紹介議員 田畑 金光君

福岡県下における高等教育の実情は、「学校教育法第三三条」に基いて定められた「文部省設置基準」の甲号表が完全に無視されていることはもろ論、乙号定数についても下回る劣悪な状況にあるから、すみやかに「高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に関する法律案」の立法化を図りたいとの請願。

第二〇七号 昭和三十三年十二月十八日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者 島根県平田市平田町 立平田高等学校PTA 内 原良宗

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二六四号 昭和三十三年十二月二十日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者 熊本市大江町本六八五 下田理雄

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二七三三号 昭和三十三年十二月二十二日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者 熊本県八代市徳洲町一

四九県立八代高等学校
内 田中利邦
紹介議員 寺本 廣作君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二九二号 昭和三十三年十二月十二日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡森吉町 米内沢 近藤重
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二九三号 昭和三十三年十二月十二日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 神奈川県小田原市緑一ノ一〇六 井上嘉人
紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第二九四号 昭和三十三年十二月十二日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願(二十九通)
請願者 佐賀市赤松町三〇 井原潤次郎外百四名
紹介議員 松岡 平市君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第三三一号 昭和三十三年十二月十三日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上田県立盛岡第一高等学校PT A内 尾戚夫
紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第三三九号 昭和三十三年十二月十三日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡土山町甲賀高等学校PT A内 大原忠次郎
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第四三八号 昭和三十三年十二月十六日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 宮城県仙台市原町台九ノ四 鈴木喜太郎
紹介議員 吉野 信次君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第四三九号 昭和三十三年十二月十六日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 秋田県大館市金坂後六
紹介議員 松野 孝一君

第四四五号 昭和三十三年十二月十六日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 熊本県上益城郡御船町熊本県立御船高等学校 育友会内 江口政満
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第五二〇号 昭和三十四年一月二十日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 滋賀県長浜市永保町六八長浜西高等学校PT A内 文室定次郎
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第五二八号 昭和三十四年一月二十一日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 岡山県小田郡美星町 田辺伯一
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第一九〇号 昭和三十三年十二月十七日受理
昭和三十四年度公立文教施設予算に関する請願
請願者 山形県東田川郡三川村 長 本間安治外十一名
紹介議員 海野 三朗君
学校施設費国庫負担制度を確立して、すし話教室及び危険校舎の解消、統合校舎の整備等を五箇年間に完了するために、(一)公立文教施設整備五箇年計画を樹立して、昭和三十四年度(第一年次)においては、最低百十二億円を計上すること、(二)第二十六回国会の附帯決議及び第二十八回国会の附帯要望を実現するために必要な予算三十六億円を計上すること、(三)公立文教施設整備については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建築比率を少くとも五十パーセント以上とすること等に関し善処せられたいとの請願。

第九九一号 昭和三十三年十二月十七日受理
児童生徒災害補償の法制化等に関する請願
請願者 山形県東村山市役所 内学校保健会内 竹俣 清市
紹介議員 海野 三朗君
全国義務教育諸学校の児童生徒が、学校管理下において災害(負傷、疾病、廃疾または死亡)を受けている率は全国で〇・八三パーセント、すなわち年間十五万人強にのぼり、これに要する医療費は実に二億二千万円にのぼっているが、現行制度においては、なんら社会的補償措置が講ぜられていないため、その多くはP・T・Aあるいは被災児童生徒の保護者が負担している現状であるから、児童生徒災害補償法(仮称)の立法並びにこれに伴う予算措置を講じ、児童生徒の災害救済に万全を期せられたいとの請願。

第四三七号 昭和三十三年十二月十六日受理
児童生徒災害補償の法制化等に関する請願
請願者 秋田市龜ノ丁西土手町 紹介議員 松野 孝一君
学校保健法は、さきの国会を通過したが、学校保健法と児童生徒災害補償

法は車の両輪のようなもので、両者相まつてはじめて学校における健康管理はその全きを期することができるものであるから、来国会には是非とも児童生徒災害補償法の立法並びにこれに伴う予算措置を講ぜられると共に、学校保健法の完全実施の予算については、医療費の単価変更等その他によつて相当の増額が必要であるから、この点についても処置せられたいとの請願。

第二四二号 昭和三十三年十二月十日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 岩手県久慈市湊町岩手
県神社庁久慈支部内
下岳半蔵外七名

請願者 岩手県久慈市湊町岩手
県神社庁久慈支部内
下岳半蔵外七名

紹介議員 川村 松助君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日(もと二月十一日の紀元節)制定を希望する声が高まつてきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思うとき、当然起つてくる国民的世論であることに思いをいたされ、ぜひ建国記念の日法制化に尽力せられたいとの請願。

第二五四号 昭和三十三年十二月十日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡千綿村
松永英敏外百七十六名

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三九二号 昭和三十三年十二月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(四十二通)
請願者 大分県大分郡由布院町
立川文人外四十三名
紹介議員 後藤 文夫君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四一九号 昭和三十三年十二月十五日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷
四ノ二五財団法人修養
団团长 二木謙三外五
名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四四一号 昭和三十三年十二月十六日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡南光町中
三河五四三森神社社
務所内 大住敏外十四
名

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四六六号 昭和三十四年一月十日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 鳥取県岩美郡岩美町大
字長谷八六一 中野虎
蔵

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四六七号 昭和三十四年一月十日受理
建国記念日制定に関する請願(四通)
請願者 福岡県田川郡香春町中
津原 鶴我盛美外二百
九十二名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第四九二号 昭和三十四年一月十六日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡大山町一
宮一宮神社内 中嶋実
外千二百四十名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二四四号 昭和三十三年十二月九日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(十四通)
請願者 京都府加佐郡大江町南
有路 倉橋とし枝外六
百二十五名
紹介議員 竹中 勝男君

昭和三十年「女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」が成立してから補助教員の配置件数は漸次増加しているが、この法律は義務規定でないため、地方財政の関係で、補助教員が配置されなかつたり、二箇月で打ち切りになつたりして、休暇も八週か六週にとどまつている現状で、同法の趣旨が十分生かされていないから、この法律の

一部を改正し、休暇の期間中には、必ず補助教員を配置するようにせられたいとの請願。

第二四五号 昭和三十三年十二月九日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(八通)
請願者 神奈川県足柄上郡中井
村井口四、〇四八 植
木さため外七千五百
七名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二五三三号 昭和三十三年十二月十日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(二十五通)
請願者 横浜市港北区太尾町一
一〇横浜立大綱小学
校内 飯田沢江外三千
五百十五名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二七二二号 昭和三十三年十二月十二日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(三十通)
請願者 神奈川県津久井郡相模
湖町与瀬八七七 須田

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

君子外三千百十四名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二八九九号 昭和三十三年十二月十二日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(三十七通)
請願者 長野県諏訪郡茅野町金
沢二、一三四 山田敏
子外三百四十七名
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第四八七号 昭和三十四年一月十四日受理
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願(百二十通)
請願者 東京都小金井市一、七
七七 細谷光江外七千
五十一名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第四五三三号 昭和三十四年一月九日受理
スポーツ振興方策樹立促進に関する請願
請願者 長野市妻科町長野県議
会内 風岡和夫
紹介議員 木内 四郎君
スポーツを今後一層普及させ、その健全な発展をはかるためには政府並びに

地方公共団体がその責任において、より適切な施策を講じ、積極的な助成のみちをひろくことが不可欠の問題であるから、画期的なスポーツ振興方策を樹立せられるとともに、施設の充実、指導者の養成、スポーツ団体並びにその事業の助成等に予算を増額するようすみやかにスポーツ振興法を制定せられたいとの請願。

第四八八号 昭和三十四年一月十四日受理

奄美群島内に東京大学伝染病研究所支所設置の請願

請願者 鹿児島県大島郡天城村長 吉岡為良外十三名

紹介議員 西郷吉之助君

奄美群島は終戦後本土と分離されたため産業教育文化その他あらゆる点において本土より立ち遅れ幾多の苦難を耐え忍んできたが、さしむけに本土への復帰とともにこれらの復興の実績も着々進展しているが保健衛生の面においては、本群島が亜熱帯的多湿地域であるため南方特異の伝染病が多く又ハブコウ傷による多数の尊い犠牲者を出しておりこれがために住民生活に多くの不幸をもたらしている現状であるから、本群島住民の保健衛生の向上を図るために、本群島内に東京大学伝染病研究所の支所を設置せられたいとの請願。

第五一〇号 昭和三十四年一月十九日受理

教育財政確立等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸五七ノ八 阿部坂子

紹介議員 吉田 法晴君

条件であるから、その財源を確保して教育財政の確立を図ると共に、(一) 予し語学級を解消し一学級四十名以下とする教育予算の増額、(二) 校長の管理職手当の廃止並びに教科書の無償配布、(三) 学校給食の施設設備の拡充、(四) 産休補助教員の完全配置、(五) 高校増設および同施設設備の充実、(六) 子どもの就職のための職業開拓、(七) 勤労青少年の教育施設の充実、(八) 精神薄弱児収容施設並びに身体不自由児収容施設の充実、(九) 特殊学級の増設と教員の増員、(十) 保育所の増設、(十一) 奨学資金の増額、(十二) 売春防止法の完全実施のための厚生施設の充実等について特別の配慮をせられたいとの請願。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本学校安全会法案

日本学校安全会法案

日本学校安全会法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十五条)

第三章 運営審議会(第十六条—第十七条)

第四章 業務(第十八条—第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十二条)

第六章 監督及び国の補助(第三十三条—第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条—第四十二条)

第八章 罰則(第四十三条—第四十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学校安全会は、学校安全会の普及充実を図るとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に關して必要な給付を行い、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本学校安全会(以下「安全会」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 安全会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 安全会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四条 安全会は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産に關する事項

五 役員に關する事項

六 運営審議会及び運営審議会の委員に關する事項

七 業務及びその執行に關する事項

八 学校の設置者との災害共済給付契約の締結に關する事項

九 共済掛金に關する事項

十 会計に關する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五条 安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 安全会でない者は、日本学校安全会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 安全会に、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員職務)

第九条 理事長は、安全会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して安全会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、安全会の業務を監査する。

(役員任命及び任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

2 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができない。

(役員欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認められるとき。

(役員兼業禁止等)

第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の營業に關し、安全会と取引してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 安全会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が安全会を代表する。

(職員)
第十五条 安全会の職員は、理事長が任命する。

第三章 運営審議会
(運営審議会)
第十六条 安全会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。
3 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更
二 業務方法書の変更
三 毎事業年度の予算及び事業計画
四 その他安全会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

4 前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(運営審議会の委員)
第十七条 運営審議会の委員は、安全会の業務の運営に關係を有する者及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

第四章 業務
(業務)
第十八条 安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)の普及充実に關すること。
二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡(以下「災害」という。)につき、当該児童及び生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二條第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給(災害共済給付)をいう。以下同じ。)を行うこと。
三 前各号の事業に附帯する事業
2 安全会は、前項第二号の業務のほか、高等学校(専科大学の前期の課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。)及び幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。)の管理下における生徒及び幼児の災害につき、災害共済給付を行うことができる。

(義務教育諸学校の災害共済給付)
第十九条 前条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、義務教育諸学校(以下「学校」という。)の管理下における児童及び生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2 前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定める。
3 安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の契約の締結を拒んではならない。(共済掛金)
第二十条 共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とする。

2 安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならない。
3 前項の学校の設置者は、当該契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額のうち、政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。(給付金の支払の請求及びその支払)
第二十一条 災害共済給付に係る給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行うものとする。

(共済掛金を支払わない場合)
第二十二条 安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定により共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(高等学校及び幼稚園の災害共済給付)
第二十三条 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち」に「第一項の共済掛金の額のうち」に「政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは、「第一項の共済掛金」と読み替へるものとする。

(業務方法書)
第二十四条 安全会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。
第五章 財務及び会計
第二十五条 安全会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(予算等の認可)
第二十六条 安全会は、毎事業年度収入及び支出の予算並びに事業計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十七条 安全会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
(財務諸表)
第二十八条 安全会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。
(利益及び損失の処理)
第二十九条 安全会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
2 安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
(一時借入金)
第三十条 安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金には、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第三十一条 安全会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

第三十二条 この法律に規定するもののほか、安全会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助
(監督)
第三十三条 安全会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第三十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、安全会に対して業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の補助)
第三十五条 国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定により保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴取しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者
二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で政令で定めるもの

3 公立の学校の設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、政令で定める額を同項の額から控除して支払うことができる。

4 安全会は、第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払を受けているときは、政令で定めるところにより、政令で定める額を公立の学校の設置者に対して返還しなければならない。

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)
第三十六条 この法律に基き学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償の請求権)
第三十七条 安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)
第三十八条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行われないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)
第三十九条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)
第四十条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)
第四十一条 安全会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第四十二条 文部大臣は、この法律の規定により認可(第四十条第二項及び附則第三条第二項の規定による認可を除く。)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章 罰則
(収賄等)
第四十三条 安全会の役員又は職員は、その職務に關してわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

2 安全会の役員又は職員であつた者は、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 安全会の役員又は職員は、その職務に關し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)
第四十四条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)
第四十五条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(過料)
第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五十条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。
三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十三条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(安全会の設立)
第二条 文部大臣は、第十条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、安全会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 安全会は設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)
第六条 第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間は、適用しない。

第七条 安全会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、安全会の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

第八条 安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画については、第二十六条中「事業年度開始前」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。
(安全会に対する便宜の供与)
第九条 都道府県の教育委員会は、

第六部 文教委員会会議録第五号

昭和三十四年二月五日【参議院】

当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる安全会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(文部省設置法の一部改正)
第十条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号ロ中「以下同じ。」の下に「及び学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。)」を加え、同条同号ハの次に次のように加える。

ニ 災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。)の普及充実に

第十条の二第二号、第三号及び第六号中「及び学校給食」を、「学校安全、学校給食及び災害共済給付」に改める。
(登録税法の一部改正)
第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「日本学校安全会」を、「農林漁業団体職員共済組合」の下に「日本学校安全会法」を加える。
(印紙税法の一部改正)
第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条六ノ九ノ三の次に次の一号を加える。
六ノ九ノ四 日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八条第一項第二号及第二項ニ掲グル給付及第十九条第一項ニ規定スル災害共済給付契約(同法第二十三条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ関スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三号第一項第十号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。
(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五号第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。
(地方税法の一部改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

二月四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願(第五五八号)(第六一七号)(第六四〇号)
一、スポーツ振興方策樹立促進に関

する請願(第五七四号)(第五七五号)
一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(第五八九号)(第六二六号)(第六二七号)
一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に関する請願(第六一八号)
一、教育財政確立に関する請願(第六五八号)
一、児童生徒災害補償の法制化に関する請願(第六五九号)
一、学校給食法の一部改正等に関する請願(第六六〇号)

第五五八号 昭和三十四年一月二十六日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 山形県東根市大字大林 新田一七七 東根高等学校 P T A 内 武田 円蔵
紹介議員 松澤 靖介君

第六四〇号 昭和三十四年一月二十八日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 秋田県大館市大正町秋田県立大館桂高等学校 P T A 内 山城三郎
紹介議員 松野 孝一君

第五七四号 昭和三十四年一月二十六日受理
スポーツ振興方策樹立促進に関する請願
請願者 熊本県議会議長 二神 勇雄
紹介議員 谷口弥三郎君

とができないから、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に関する法制化をすみやかに講ぜられたいとの請願。
第六一七号 昭和三十四年一月二十七日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 新潟市学校町通り二番 町新潟県高等学校 P T A 連合会内 岩淵止
紹介議員 小柳 教衛君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。
第六四〇号 昭和三十四年一月二十八日受理
高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
請願者 秋田県大館市大正町秋田県立大館桂高等学校 P T A 内 山城三郎
紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。
第五七四号 昭和三十四年一月二十六日受理
スポーツ振興方策樹立促進に関する請願
請願者 熊本県議会議長 二神 勇雄
紹介議員 谷口弥三郎君

スポーツを今後一層普及させ、その健全な発展をはかるためには政府並びに地方公共団体がその責任において、より適切な施策を講じ、積極的な助成の

みちをひろくことが不可欠の問題であるから、画期的なスポーツ振興方策を樹立せられるとともに、施設の充実、指導者の養成、スポーツ団体等の助成に關し、すみやかにスポーツ振興法を制定せられたいとの請願。

第五七五号 昭和三十四年一月二十
六日受理
スポーツ振興方策樹立促進に關する請願

請願者 岩手県議會議長 金子
太右衛門

紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第五七四号と同じである。

第五八九号 昭和三十四年一月二十
六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(三十三通)

請願者 岐阜県羽島市竹鼻町
青井清子外千三百九十
四名

紹介議員 栗山 良夫君
完全給食によつて、児童生徒の体格は戦前に見られない成長を示したことはまことに喜ばしいことであり、子供の健康に養護教諭の果たした役割は非常に大きなものがあると思われるが、それは全国的な都市中心のことであつて、都市以外では、やはりトラコーマとかい虫になやまされ栄養不足の顔色の悪い子供が数多く見られ、医者と食物にめぐまれないへき地では特に養護教諭の配置さえなく、日々の健康管理はもち論のこと緊急の場合でさえ事かきこ

の一部を改正して養護教諭を必置とするよう善処せられたいとの請願。

第六二六号 昭和三十四年一月二十
七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(十一通)

請願者 岐阜県本巣郡根尾村川
原 一柳松雄外三百九
十三名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六二七号 昭和三十四年一月二十
七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に關する請願(十二通)

請願者 岐阜県稲葉郡那加町前
河一、六七八 牧田義
夫外六百五十一名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六一八号 昭和三十四年一月二十
七日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に關する請願

請願者 新潟県議會議長 岡田
幸平

紹介議員 小柳 牧衛君
高等学校の教諭その他の教職員の定数基準については、高等学校設置基準第九条に基づく第一号表甲の定める定数基準によることとされているにもかかわらず、地方財政の現状から実際は、教諭については第一号表甲をはるかに下回る第一号表乙による基準が用いら

れ、現状はこの基準にも達せず、その他の教職員の定数も実態にそぐわぬ実情であるから、公立高等学校の教職員の定数を確保し、さらにその教職員の給与に要する経費について国が必要なる補助を行うことにより、現状を是正し、高等学校教育の充実振興を図るため、目下、文部省当局において検討立案中と伝えられる「高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に關する法律案」及び「公立高等学校教職員の定数基準の確保に關する臨時措置法案」をすみやかに国会に提出し、その成立のため格段の努力を払われたいとの請願。

第六五八号 昭和三十四年一月二十
九日受理

教育財政確立に關する請願

請願者 東京都千代田区西神田
二ノ一〇日本PTA全
国協議会内 増田要次
郎

紹介議員 小林 武治君
次の世代を背負う児童生徒の幸福を念じ、日本の教育の健全な発展のため、(一)義務教育諸学校施設及び建築費等の国庫負担金の増額、(二)へき地教育の振興、(三)すし詰学級の早期解消、(四)理科教育振興法並びに各種振興法の予算増額等に関し教育財政の確立を期せられたいとの請願。

第六五九号 昭和三十四年一月二十
九日受理

児童生徒災害補償の法制化に關する請願

請願者 東京都千代田区西神田
二ノ一〇日本PTA全

全国義務教育諸学校の児童生徒のうち学校管理下において災害を受けるものは年間十六万人強にのぼり、これに要する医療費実に二億三千万円という実情であるが、現行制度においてはこの費用をたれが負担するのか明確でないため、PTAあるいは被災児童生徒の保護者が負担を余儀なくされて、はなはだ困難しているから、児童生徒の災害救済に万全を期すため、児童生徒災害補償法(仮称)を制定せられたいとの請願。

第六六〇号 昭和三十四年一月二十
九日受理

学校給食法の一部改正等に關する請願

請願者 東京都千代田区西神田
二ノ一〇日本PTA全
国協議会内 増田要次
郎

紹介議員 小林 武治君
昭和二十九年六月学校給食法が公布されてから学校給食の普及発展はまことにめざましく、生徒の体位は向上の一途をたどつていり、今後いつそそれが普及発展と内容の充実強化をはかるために同法の一部を改正して、法律の対象に学校給食施設設備補助を加えるとともに予算面で、(一)施設設備に關する補助の増額、(二)主要保護児童生徒に対する補助の増額、(三)小麦粉並びに脱脂粉乳の値下げ(もしこれが不可能であるときは国庫負担の増額)等の実現をはかられたいとの請願。

第四号中正誤
ハシ段 行 誤 正
一 二 三 〇経済の自 〇教育、文
立と発展に 化及び学術
関する調査 査に關する調
の件 査の件